

公益社団法人新宮町シルバー人材センター

令和元年度 事業計画

昨年6月、安倍内閣の下「働き方改革関連法」が通常国会で与党などの賛成多数により可決、成立しました。

これは少子高齢化が進む中でも「50年後も人口1億人を維持し、職場・家庭・地域で誰しもが活躍できる一億総活躍社会」を目指すものですが、今のタイミングで一億総活躍社会を目標に掲げた背景には、労働力の主力となる生産年齢人口が総人口を上回るペース（想定以上）で減少してきていることが原因の一つとされています。

その労働力不足を解消する対策の一つに、労働市場に参加していない女性や高齢者の働き手を増やすことが挙げられており、その意味でシルバー人材センターに寄せられる期待は大きなものがあります。

一方、企業に65歳までの雇用延長が義務付けられたことや、高齢者を積極的に雇う企業が増えてきたこと、また年金制度改革の方向性として支給開始年齢の引き上げ等が検討されていることなどから、シルバー人材センターの担い手が減っていくことに加え、新規会員加入者の年齢が高くなることが想定され、新たな課題が出てくることになります。

新宮町シルバー人材センター（以下「センター」という。）の年齢別会員数の構成比率にはまだ顕著な変化はみられませんが、「働き方改革関連法」の成立は、センターにおいて、単に就業の場が増えるのではないかという「追い風」だけではなく、会員の高齢化が進むという「逆風」になる可能性も内在しており、将来のセンターのあり方にも影響を及ぼすことから、今後の動向に注視していく必要があります。

（基本方針）

センターは、「自主・自立・共働・共助」の理念に基づき会員が主体となって運営する組織であり、定年退職者など的高齢者に、「臨時的かつ短期的な就業又はその他の軽易な業務」を提供するとともに、ボランティア活動などの社会参加を通じて、健康で生きがいのある生活の実現と、地域社会の福祉の向上と活性化に寄与することを目的とした事業展開を図るため、次の事業を実施します。また、定款及び規定等に沿った適正な法人運営に努めます。

一 雇用によらない臨時的かつ短期的な就業又はその他の軽易な業務に係る就業機会の確保・提供事業、社会参加のための支援（公益目的事業）

1. 就業開拓提供等事業

（1）受託事業（一般）

センターは、地域社会の日常生活に密着した臨時的かつ短期的な就業又はその他の軽易な業務を家庭、事業所、地方公共団体等から請負又は委任により有償で引き受け、これを会員に請負又は委

任により提供します。会員はその仕事を完成又は事務の処理をすることによって、仕事の内容と就業の実績に応じて配分金を受け取る仕組みで運営します。

平成31年度見込み

就業実人員	就業延人員	就業率	契約金額
180人	16,000人日	100%	85,200千円

主な就業分野

- ・公園内の除草・清掃作業
- ・個人宅における剪定・除草作業、空き地等の草刈り作業
- ・高齢者・病弱者等を対象としての身の回りの世話や外出の付き添い等の福祉サービス
- ・個人家庭での家事全般、引っ越し前後の室内整理・清掃等の家事援助サービス
- ・子供の送迎、留守番、産前産後のお手伝い、子育て中の家事援助等の育児支援サービス
- ・町内企業の軽作業、工場内、事務所等の清掃作業
- ・町内企業の工場、事務所の周囲の緑地管理作業

二 雇用による臨時的かつ短期的な就業又はその他の軽易な業務に係る就業機会の確保・提供事業（公益目的事業）

1. 職業紹介事業

連合会の職業紹介の事業所として、センター事務所内に連合会新宮町実施事務所を置き「臨時的かつ短期的な仕事又はその他の軽易な業務」に係る仕事の求人を受け、就業を希望する高齢者に対して必要な情報提供・相談・助言等を行い、有料の職業紹介事業を実施します。

2. 労働者派遣事業

連合会の労働者派遣事業の事務所として、センター事務所内に連合会新宮町実施事務所を置き「臨時的かつ短期的な仕事又はその他の軽易な業務」の就業の範囲において、派遣労働を希望する高齢者を対象に「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律」に基づき、労働者派遣事業を実施します。

新宮町事務所 平成31年度見込み

就業実人員	就業延人員	雇用就業率
30人	2,500人日	100%

主な就業分野

- ・町内企業の守衛、日直業務
- ・ホームセンター、スーパーマーケットの商品管理

三 高齢者の就業機会の確保や社会参加活動を発展・拡充するための普及活動、情報提供、研修、講演、相談、助言、調査研究等（公共目的事業）

1. 普及啓発事業

センター事業への理解が得られるよう、町民及び事業所に対し、センター事業の目的と具体的な取り組み等を周知するとともに、高齢者自身のセンター事業に対する意識啓発を行う。

- ①町広報誌への掲載
- ②ホームページを活用した広報
- ③まつり新宮等イベント会場にてチラシ配布

2. 安全・適正就業推進事業

安全な就業は事業運営の基本であり、また、センターは公的な目的に基づいて設立された法人であり、法令遵守及び適正な事業運営が求められていることから適正就業対策にも推進。

- ①年4回「安全・適正就業委員会」開催
 - ・安全委員による作業現場のパトロールの実施
 - ・センター会員の就業中等の事故について、連合会作成「安全就業ニュース」や他センターの情報等から、センターの事故防止策の策定
 - ・安全講習会等の実施
 - ・適正就業に関するセンターの実態の把握・対応策の検討
- ②作業班別に作業前安全ミーティングの習慣化
- ③会員全員の健康診断受診の徹底及び確認

3. 相談業務

①就業相談等の実施

高齢者の就業及びその他の社会参加活動を推進するため、会員及び地域の高齢者に対する随時就業相談等に対応する。

②入会説明会の開催

月1回第3水曜日に開催している入会説明会は継続開催することに併せて、今年は特に、厚労

省のガイドラインに沿って、女性に特化した会員拡大策を実施する。

4. 研修・講習事業

- ①会員及び地域の高齢者を対象に、センターでの就業に必要な技能講習等を実施し、実際の就業に結びつけるとともに、より広い就業分野での仕事の確保と提供及び会員拡大に繋げる。
- ②既会員がスキルアップや生きがいを覚えるような体験型講習を実施することで、既会員の活性化を図り、既会員の口コミから会員獲得に繋げる。

5. 調査研究事業

①理事長等による企業訪問の実施

- ・既契約企業を訪問し、シルバー事業の理解に対するお礼、会員の就業状況の把握を行うとともに新規就業の開拓及び情報収集を図る。
- ・町内の既契約企業以外の新規企業を訪問し、シルバー事業の説明と新規就業の開拓及び情報収集を図る。

②センターを紹介する広報媒体の制作及び配布

センターは剪定・草刈りをやっているところとのイメージが先行している感が強いので、センターが実施している具体的な就業事例を紹介する広報媒体を制作・配布することで新規就業先の開拓に繋げる。

上記①の企業訪問時や町内全戸配布などで使用する。